

令和3年7月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

二重課税された納付済源泉所得税の還付請求事件

口頭弁論終結日 令和3年5月21日

判 決

5

原 告

同 代 表 者 取 締 役

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同 代 表 者 法 務 大 臣

同 指 定 代 理 人

国

上 川 陽 子

江 原 謙 一

角 木 涉

伊 藤 芳 樹

庵 原 哲 也

吉 田 正

青 木 雄 弥

10

15

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、2050万6056円並びにうち61万円、うち61万円、うち26万円、うち26万円、うち440万円、うち550万円、うち440万円及びうち443万円に対する市川税務署長が過誤納の事実を確認した日（本件の判決確定日）の翌日から起算して1月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日までの年7.3パーセントの割

25

合（当該割合よりも租税特別措置法93条2項に規定する特例基準割合の方が低いときは、その特例基準割合）による各金員（100円未満の端数があるとき又はその全額が1000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた後のもの）を支払え。

5 第2 事案の概要

本件は、原告が、 （以下「本件代表者」という。）、 （以下「本件妻」という。）、 、 （なお、現在の氏名は「 」である。以下同じ。）及び （なお、現在の氏名は「 」である。以下同じ。また、 、 及び を併せて「本件子ら」といい、本件代表者、本件妻及び本件子らを併せて「本件各役員」という。）に対する平成26年1月分ないし平成29年12月分（以下「本件各月分」という。）に係る給与等合計7590万円（以下「本件各役員給与等」という。）について源泉所得税等（源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税をいう。以下同じ。）合計2050万6056円（以下、原告が本件各役員給与等について徴収して納付したこれらの源泉所得税等を「本件各源泉所得税等」という。）を徴収し、いずれも法定納期限までに納付していたところ、本件各源泉所得税等は国税通則法56条1項に規定する過誤納金（以下、単に「過誤納金」という。）に該当するとして、被告に対し、これらに同法58条1項に規定する還付加算金（以下、単に「還付加算金」という。）を加算した金額の支払を求めた事案である。

1 関係法令

(1)ア 国税通則法15条（平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）1項は、国税を納付する義務（源泉徴収による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合には、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税に

についての納付すべき税額が確定されるものとする旨を定めている。

5 国税通則法 15 条 2 項柱書きは、納税義務は、次の各号に掲げる国税（同項 1 号から 12 号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する旨を定めている。そして、同項 2 号は、源泉徴収による所得税については、利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時とする旨を定めている。

10 国税通則法 15 条 3 項柱書きは、納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする旨を定めている。そして、同項 2 号は、源泉徴収による国税を掲げている。

イ 国税通則法 56 条 1 項は、国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない旨を定めている。

15 ウ 国税通則法 58 条 1 項柱書きは、国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間（他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間）の日数に応じ、その金額
20 に年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額（還付加算金）をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない旨を定めている。
そして、同項 3 号は、同項 1 号又は 2 号に掲げる過納金以外の国税に係る過誤納金については、その過誤納となった日として政令で定める日の翌日から起算して 1 月を経過する日とする旨を定めている。

25 (2)ア 所得税法 6 条は、同法 28 条 1 項に規定する給与等の支払をする者その他同法第 4 編第 1 章から第 6 章までに規定する支払をする者は、この法律

により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある旨を定めている。

イ 所得税法 28 条 1 項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう旨を定めている。

ウ 所得税法 183 条 1 項は、居住者に対し国内において同法 28 条 1 項に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない旨を定めている。

エ 所得税法 216 条は、居住者に対し国内において同法 28 条 1 項に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）又は同法 30 条 1 項に規定する退職手当等（以下この章において「退職手当等」という。）の支払をする者（同法 184 条に規定する者を除く。）は、当該支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（給与等の支払を受ける者が常時 10 人未満であるものに限る。以下この章において「事務所等」という。）につき、当該事務所等の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、1 月から 6 月まで及び 7 月から 12 月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間とする。以下この条において同じ。）に当該事務所等において支払った給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等並びに同法 204 条 1 項 2 号に掲げる報酬又は料金を含む。以下この条において同じ。）について同法第 4 編第 2 章から第 6 章までの規定により徴収した所得税の額を、これらの規定にかかわらず、1 月から 6 月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあっては当該期間の

属する年の7月10日までに、7月から12月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあつては当該期間の属する年の翌年1月20日までに国に納付することができる旨を定めている。

- 5 (3) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）28条（平成30年法律第7号による改正前のもの。ただし、本件各月分のうち、平成26年1月1日から平成27年6月30日までに所得税法183条1項の規定により所得税を徴収すべきものについては、平成27年法律第9号による改正前のものとし、同年7月1日から同年12月31日までに同項の規定により所得税を徴収すべきものについては、平成25年法律第5号による改正前のものとし、平成28年1月1日から同年3月31日までに同項の規定により所得税を徴収すべきものについては、平成26年法律第10号による改正前のものとする。以下同じ。）1項は、所得税法第4編第1章から第6章までの規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない旨を定めている。
- 10
- 15

2 前提事実

次の事実、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略する。）又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

20

(1) 当事者等

ア(ア) 原告は、XXXXXXXXXX、建築工事業等を目的として設立された特例有限会社である（乙4）。

イ(イ) 本件代表者は、平成7年12月16日以降、原告の取締役就任して、いたところ、平成25年4月10日に、その取締役を辞任してその監査役に就任し、平成27年12月30日には、その監査役も辞任したが、

25

令和2年3月1日以降は、再度その取締役就任している（乙4）。

本件代表者の配偶者である本件妻は、平成25年4月10日以降、原告の代表取締役就任していたが、令和2年3月1日に、その代表取締役を辞任した（乙4、6）。

5 本件代表者の子である本件子らは、平成25年4月10日以降、いずれも原告の取締役就任していたが、令和2年3月1日に、いずれもその取締役を辞任した（乙4、弁論の全趣旨）。

10 (ウ) 本件代表者は、上記(イ)のとおり、原告の監査役を辞任してから再度その取締役就任するまでの間も、原告の経理や申告業務等を取り仕切り、代表取締役に就任していた本件妻に対し、これらに係る指示をするなどしていた（乙4、6、弁論の全趣旨）。

15 イ(ア) [redacted]（なお、[redacted]に変更される前の商号は「[redacted]」であった。以下「本件関係法人1」という。）は、[redacted]、建築の設計及び監理業務等を目的として設立された株式会社である（乙7）。

(イ) 本件代表者は、本件関係法人1の設立以降、その代表取締役に就任していたところ、平成30年2月5日に、その代表取締役を辞任し、同月20日には、その取締役も辞任したが、令和元年10月7日以降は、再度その代表取締役に就任している（乙7）。

20 本件妻は、本件関係法人1の設立以降、その取締役に就任している（乙7）。

[redacted]は、平成25年3月25日以降、本件関係法人1の取締役に就任していたが、平成30年2月20日に、その取締役を辞任した（乙7）。

25 ウ(ア) [redacted]（以下「本件関係法人2」という。）は、[redacted]、建築に関する設計、施工及びコンサルティング等を目的

として設立された合同会社である（乙8）。

(イ) 本件代表者は、本件関係法人2の設立以降、その代表社員に就任している（乙8）。

本件妻及び本件子らは、本件関係法人2の設立以降、いずれもその業務執行社員に就任している（乙8）。

(2) 原告による法人税等（法人税、復興特別法人税及び地方法人税をいう。以下同じ。）及び消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。また、法人税等及び消費税等を併せて「本税」という。）の申告並びに本件各源泉所得税等の徴収及び納付等

ア 原告は、自らの①平成25年12月1日から平成26年11月30日までの事業年度（以下「平成26年11月期」といい、他の原告の事業年度についても同様に表記する。）ないし平成29年11月期の法人税、②平成25年12月1日から平成26年11月30日までの課税事業年度（以下「平成26年11月課税事業年度」といい、他の原告の課税事業年度についても同様に表記する。）の復興特別法人税、③平成27年11月課税事業年度ないし平成29年11月課税事業年度の地方法人税及び④平成25年12月1日から平成26年11月30日までの課税期間（以下「平成26年11月課税期間」といい、他の原告の課税期間についても同様に表記する。）ないし平成29年11月課税期間の消費税等について、いずれも法定申告期限までに、別表1-1及び1-2の「申告」欄のと通りの申告をした（乙5、9ないし16）。

なお、原告は、平成26年11月期ないし平成29年11月期において、売上高を合計1億8504万7200円計上するとともに、給与等を合計9546万7000円（本件各役員給与等のうちこれらの各事業年度に係るもの並びに原告が [REDACTED] 及び [REDACTED] に対して支払ったとする給与等合計2076万7000円を含む。以下、 [REDACTED] 及び [REDACTED] を「訴外各従

業員」といい、これらの給与等を「訴外各従業員給与等」という。) 計上しており、また、これらの各事業年度の末日現在における原告の貸借対照表上の現金及び預金は、約3495万円ないし約5822万円であった(甲1の23ないし26; 乙5, 9ないし11, 23ないし25, 35, 36)。

イ 原告は、所得税法216条に規定する承認を受けていたところ、別表2のとおり、本件各役員に対し、本件各月分に係る給与等として本件各役員給与等を支払った上で、本件各源泉所得税等(合計2050万6056円)を徴収し、これらに訴外各従業員給与等について徴収したとする源泉所得税等合計476万8200円(以下「訴外各源泉所得税等」という。)を加算した合計2527万4256円を、いずれも法定納期限までに納付した(甲1の23ないし27, 乙23ないし25, 弁論の全趣旨)。

(3) 東京国税局査察部所属の職員(以下「本件査察職員」という。)による調査(以下「本件調査」という。)等

ア 本件査察職員は、平成29年6月22日、本件関係法人1を犯則嫌疑者とし、原告及び本件関係法人2をその関係法人として、本件調査に着手したところ、次の事実が判明した(甲1の6ないし16, 乙17ないし22, 26ないし34, 45, 弁論の全趣旨)。

(ア) 本件関係法人1は、原告及び本件関係法人2などに対する架空の外注加工費を計上するなどして、本件関係法人1の本税を過少に申告していた。これは、①本件関係法人1が納付すべき本税の額を減少させて運転資金を内部留保すること、②簡易課税制度を適用することができる原告及び設立直後で消費税等の納税義務が免除される本件関係法人2に対し、本件関係法人1の利益を移転して、納付すべき消費税等の額を全体として減少させることなどを目的とするものであった。

(イ) 原告及び本件関係法人2は、本件関係法人1が計上していた上記(ア)の

架空の外注加工費について、これらに係る請求書を作成して売上高を計上したり、あるいは、簿外口座への送金又は第三者を介した送金を受けた上で売上高から除外するなどしていた。

また、原告及び本件関係法人2は、本件関係法人1に計上すべき経費（本件関係法人1において勤務しその業務に従事する従業員に対して支払われた給与等を含む。）を自らの経費として計上するなどしていた。

イ 本件関係法人1は、本件調査を受け、自らの①平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度（以下「平成26年3月期」といい、他の本件関係法人1の事業年度についても同様に表記する。）ないし平成29年3月期の法人税、②平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税事業年度（以下「平成26年3月課税事業年度」といい、他の本件関係法人1の課税事業年度についても同様に表記する。）の復興特別法人税、③平成28年3月課税事業年度及び平成29年3月課税事業年度の地方法人税並びに④平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間（以下「平成26年3月課税期間」といい、他の本件関係法人1の課税期間についても同様に表記する。）ないし平成29年課税期間の消費税等について、自ら計上していた外注加工費合計4億161万5341円は前記ア(ア)の架空の外注加工費に係るものであったから、これらを否認して所得金額に加算し、他方で、本件関係法人1に計上すべき経費（訴外各従業員給与等及び本件関係法人2が自らの従業員に対して支払ったとする給与等合計381万円を含む。）が計上されていなかったから、これらを本件関係法人1の経費として所得金額から減算するなどして、いずれも平成30年11月7日に、修正申告をした。そして、本件関係法人1は、これらの修正申告に伴い、これらの本税について、別表3のとおり、合計1億2096万9600円を納付した（甲3、乙26ないし34、弁論の全趣旨）。

ウ(ア) 市川税務署長は、本件調査の資料の一部を引き継いだ上で、原告の①平成26年11月期ないし平成29年11月期の法人税、②平成27年11月課税事業年度ないし平成29年11月課税事業年度の地方法人税及び③平成26年11月課税期間ないし平成29年11月課税期間の消費税等について、原告が計上していた前記(2)アの売上高合計1億8504万7200円は前記ア(ア)の架空の外注加工費に係るものであったから、これらを否認して所得金額から減算し、他方で、本件関係法人1に計上すべき経費（訴外各従業員給与等の一部を含む。）が原告の経費として計上されていたから、これらを否認して所得金額に加算するなどして、いずれも令和元年5月28日付けで、別表1-1及び1-2の「減額更正処分」欄のと通りの減額更正処分をした。そして、市川税務署長は、これらの減額更正処分に伴い、これらの本税について、別表1-3のとおり、合計1813万2018円を還付した（甲1の6ないし16, 28, 29, 弁論の全趣旨）。

イ) 市川税務署長は、本件調査の資料の一部を引き継いだ上で、訴外各源泉所得税等については、原告が納税義務を負うものではなかったとして、平成31年1月25日に、これらを還付した。これに対し、本件各源泉所得税等については、これらの還付がされることはなかった（甲1の27, 弁論の全趣旨）。

エ(ア) 京橋税務署長は、本件関係法人2の①平成27年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成27年12月期」といい、他の本件関係法人2の事業年度についても同様に表記する。）ないし平成29年12月期の法人税、②平成28年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度（以下「平成28年12月課税事業年度」といい、他の本件関係法人2の課税事業年度についても同様に表記する。）及び平成29年12月課税事業年度の地方法人税並びに③平成29年1月1日

から同年12月31日までの課税期間（以下「平成29年12月課税期間」といい、他の本件関係法人2の課税期間についても同様に表記する。）の消費税等について、本件関係法人2が計上していた売上高合計1億4249万3400円は前記ア(ア)の架空の外注加工費に係るものであったから、これらを否認して所得金額から減算し、他方で、本件関係法人1に計上すべき経費（前記イの給与等合計381万円を含む。）が本件関係法人2の経費として計上されていたから、これらを否認して所得金額に加算するなどして、いずれも令和元年5月28日付けで、減額更正処分をした。そして、京橋税務署長は、これらの減額更正処分に伴い、これらの本税について、別表4のとおり、合計1126万5000円を還付した（乙19ないし21, 45, 弁論の全趣旨）。

(イ) 京橋税務署長は、本件関係法人2が前記イの給与等合計381万円につき徴収して納付した源泉所得税等合計11万7500円については、本件関係法人2が納税義務を負うものではなかったとして、令和元年6月頃に、これらを還付した。これに対し、本件関係法人2が本件各役員に対する給与等合計6240万円につき徴収して納付した源泉所得税等合計1889万7184円については、これらの還付がされることはなかった（乙45, 弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴えの提起等

ア 原告は、令和元年7月7日、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当するとして、これらの還付等を求め、国税不服審判所長に対する審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年10月16日付けで、同審査請求を却下する旨の裁決をした（甲2）。

イ そこで、原告は、令和2年4月2日、本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件では、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当するか否か等が争点になっ

ており、この争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 原告の主張

ア 本件調査における主な経緯等は、次のとおりであった。

5 (ア) 本件代表者は、本件調査において、本件査察職員から、原告並びに本件関係法人1及び2の本税及び源泉所得税等に係る納税指導を受けていたところ、その中で、当初は、原告並びに本件関係法人1及び2を一つの法人とみなし、本件関係法人1の原告及び本件関係法人2に対する外注加工費を否認するとともに、これらに係る原告及び本件関係法人2の売上高を否認した上で、原告及び本件関係法人2が計上していた経費は
10 本件関係法人1の経費とする旨の方針を伝えられていた。

(イ) 本件代表者は、平成30年6月19日、本件査察職員から、増差額等
15 が記載された書類（甲1の20）を示された上で、平成26年3月期ないし平成29年3月期における原告及び本件関係法人2の本件各役員に対する給与等合計1億2770万円（本件各役員給与等及び前記2(3)エ(イ)の給与等合計6240万円のうちこれらの各事業年度に係るものを含む。）を本件関係法人1の経費として計上するが、所得金額の計算上は、これらを損金の額に算入しない旨の方針を伝えられた。これによると、本件各源泉所得税等及び本件関係法人2が前記2(3)エ(イ)の給与等合計6
20 240万円につき徴収して納付した源泉所得税等合計1889万7184円については、これらの還付が認められることになるが、以上のような損金不算入をすべき根拠がなかったため、本件代表者は、その点を抗議した。しかしながら、その点に係る説明がされることはなかった。

25 なお、当該書類（甲1の20）によれば、原告並びに本件関係法人1及び2が納付すべき本税に係る増差額は合計1億0290万4482円であり、源泉所得税等に係る増差額は合計マイナス213万1493円であるところ、これらを合計すると、1億0077万2989円になる。

5 (ウ) その後も、本件代表者は、上記(イ)の損金不算入に納得することができ
ないでいたところ、平成30年8月24日、本件査察職員から、増差額
等が記載された書類(甲1の19)を示された上で、上記(イ)の損金不算
入はしないものの、そもそも平成26年3月期ないし平成29年3月期
10 における原告及び本件関係法人2の本件各役員に対する給与等合計1億
2770万円(本件各役員給与等及び前記2(3)エ(イ)の給与等合計624
0万円のうちこれらの各事業年度に係るものを含む。)を本件関係法人
1の経費とせず、また、本件各源泉所得税等及び本件関係法人2が前記
2(3)エ(イ)の給与等合計6240万円につき徴収して納付した源泉所得税
等合計1889万7184円についても、いずれも還付しない旨の方針
を伝えられた。これを受けて、本件代表者は、これらの還付がされな
ければ、二重課税になるのではないかなどと抗議したが、これらの還付が
されることはなかった。

15 なお、当該書類(甲1の19)によれば、原告並びに本件関係法人1
及び2が納付すべき本税に係る増差額は合計9807万0282円であ
り、源泉所得税等に係る増差額は合計マイナス671万7217円であ
るところ、これらを合計すると、9135万3065円になる。

20 イ 前記アのとおり、過大な納税指導がされ、やむを得ず、前記2(3)イの本
件関係法人1の修正申告がされたにもかかわらず、本件各源泉所得税等が
過誤納金に該当しないとして、これらの還付がされなければ、原告に過大
な税負担を強いることになる。なお、上記ア(ウ)の9135万3065円に
25 還付されていない本件各源泉所得税等(合計2050万6056円)及び
本件関係法人2が前記2(3)エ(イ)の給与等合計6240万円につき徴収して
納付した源泉所得税等合計1889万7184円を加算すると、1億30
75万6305円になり、これと前記ア(イ)の1億0077万2989円と
を比較すると、前者の金額が後者の金額よりも大幅に上回ることになるし、

原告並びに本件関係法人1及び2が納付すべき本税及び源泉所得税等をも、過大な税負担であることは明らかであるから、本件各源泉所得税等は過誤納金に該当すると考えてよいと思われる。

加えて、前記2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、原告が計上していた前記2(2)アの売上高合計1億8504万7200円が全て否認された以上、原告が本件各役員給与等を支払うことはできず、本件各役員給与等は本件関係法人1の経費とすべきであること、令和元年6月5日に開催された原告の取締役会において、本件各役員給与等を全て自主返納する旨の決議がされたことなども考慮すれば、本件各源泉所得税等は過誤納金に該当するというべきである。

ウ なお、被告は、後記(2)ウのとおり、本件各源泉所得税等のうち平成26年1月分ないし同年12月分に係るものについては、これらに係る還付請求権が既に時効消滅したものといえる旨を主張する。

しかしながら、前記2(3)アの本件調査の着手又は前記2(4)アの審査請求により、これらに係る時効の進行は停止したものと考えられる。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

(2) 被告の主張

ア 本件各役員給与等は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価としての給付であるから、所得税法28条1項に規定する給与等に該当する。そして、前記2(2)イのとおり、原告は、その本件各役員給与等を現に支払っていたのであるから、同法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、原告が、これらの支払の際、本件各役員給与等について本件各源泉所得税等を徴収し、国に納付すべき納税義務を負っていたことは明らかである。そのため、原告が本件各源泉所得税等を徴収して納付したことには、何らの瑕疵もないし、その他に、本件各役員給与等を否認する更正処分等に伴って超過納付になったことな

どをうかがわせる事情も見当たらないから、本件各源泉所得税等は過誤納金に該当しない。

イ これに対し、原告は、前記(1)イのとおり、①前記2(3)イの本件関係法人1の修正申告がされたにもかかわらず、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当しないとして、これらの還付がされなければ、原告に過大な税負担を強いることになること、②前記2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、原告が計上していた前記2(2)アの売上高合計1億8504万7200円が全て否認された以上、原告が本件各役員給与等を支払うことはできず、本件各役員給与等は本件関係法人1の経費とすべきであること、③令和元年6月5日に開催された原告の取締役会において、本件各役員給与等を全て自主返納する旨の決議がされたことなどをもって、本件各役員給与等が過誤納金に該当する旨を主張する。

しかしながら、本件関係法人1は、前記2(3)イの本件関係法人1の修正申告において、所得金額の計算上、本件各役員給与等を損金の額に算入しておらず、その後に自ら本件各役員給与等について源泉所得税等を徴収して納付したこともその告知処分がされたこともないから、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当しないとして、これらの還付がされなかったとしても、それをもって、本件各源泉所得税等について二重課税がされたとか原告に過大な税負担を強いることになるなどということとはできない。

また、市川税務署長は、前記2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、所得金額の計算上、原告が計上していた前記2(2)アの売上高合計1億8504万7200円を否認しただけで、原告がこれらに係る金員を受領していたこと自体を否認したものではないし、前記2(2)イのとおり、原告は、本件各役員給与等を現に支払っていたことが認められる。

加えて、原告の主張するような取締役会の決議がされたとしても、それをもって、本件各役員給与等の支払自体に当初から瑕疵があったというこ

とはできないし、その後本件各役員が本件各役員給与等を自主返納したからといって、既に確定している本件各源泉所得税等の納税義務が消滅することにもならない。

したがって、この点に関する原告の主張はいずれも理由がない。

5 ウ なお、仮に本件各源泉所得税等が過誤納金に該当することがあるとしても、平成26年1月分ないし同年12月分に係るものについては、これらの納付日の翌日（平成26年1月分ないし同年6月分に係るものについては、同年7月10日、同月分ないし同年12月分に係るものについては、平成27年1月20日）から起算して5年が経過しているから、これらの
10 還付請求権は、既に時効消滅したものといえる。

第3 当裁判所の判断

1 前記第2の2(1)ア(イ)及びウのとおり、本件妻及び本件子らは、本件各月分において、原告の代表取締役又は取締役に就任していた者であるし、本件代表者も、当初は、その監査役に就任しており、その監査役を辞任してからも、形式的には役員の地位になかったとはいえ、原告の経理や申告業務等を取り仕切り、代表取締役に就任していた本件妻に対し、これらに係る指示をするなどしていた者であることが認められる。そして、前記第2の2(2)イのとおり、原告が、このような本件各役員に対し、本件各月分に係る給与等として本件各役員給与等を現に支払っていたことなどに照らすと、本件各役員給与等は、所得税法2
15 8条1項に規定する給与等に該当するものというべきであるし、原告も、この点については具体的に争っていない。

 このように、原告は、本件各月分において、所得税法28条1項に規定する給与等に該当する本件各役員給与等を現に支払っていたのであるから、同法1
20 83条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、原告が、これらの支払の際、本件各役員給与等について本件各源泉所得税等を徴収し、国に納付すべき納税義務を負っていたことは明らかである。そのため、当該納税義務を負
25

う原告が本件各源泉所得税等を徴収して納付したことには、何らの瑕疵もないし、その他に、本件全証拠を精査しても、本件各役員給与等を否認する更正処分等に伴って超過納付となったことなどをうかがわせる事情は見当たらないから、本件各源泉所得税等は過誤納金に該当しないものといえる。

5 2 これに対し、原告は、前記第2の3(1)イのとおり、①前記第2の2(3)イの本件関係法人1の修正申告がされたにもかかわらず、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当しないとして、これらの還付がされなければ、原告に過大な税負担を強いることになること、②前記第2の2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、原告が計上していた前記第2の2(2)アの売上高合計1億850.4万
10 7200円が全て否認された以上、原告が本件各役員給与等を支払うことはできず、本件各役員給与等は本件関係法人1の経費とすべきであること、③令和元年6月5日に開催された原告の取締役会において、本件各役員給与等を全て自主返納する旨の決議がされたことなどをもって、本件各役員給与等が過誤納金に該当する旨を主張する。

15 しかしながら、原告が本件各源泉所得税等の納税義務を負っていたことは、上記1で述べたとおりであるから、本件において、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当しないとして、これらの還付がされなかったとしても、それは、原告が当該納税義務を負っていたからにはほかならず、それをもって、原告に過大な税負担を強いることになるなどということとはできない。加えて、証拠（甲1
20 の6ないし9、乙26ないし29、45）及び弁論の全趣旨によれば、本件関係法人1は、前記第2の2(3)イの本件関係法人1の修正申告において、所得金額の計算上、本件各役員給与等を損金の額に算入しておらず、その後本件関係法人1が自ら本件各役員給与等について源泉所得税等を徴収して納付したこともその告知処分がされたこともないことが認められる上、原告も、前記第2
25 の2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、訴外各従業員給与等の一部が否認されたにとどまり、本件各役員給与等は否認されておらず、その後本

件各役員給与等を否認する更正処分等がされたこともないことが認められるから、本件各役員給与等又は本件各源泉所得税等について矛盾した更正処分等がされて過大な税負担があるなどということもできない。

また、市川税務署長は、前記第2の2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、所得金額の計算上、原告が計上していた前記第2の2(2)アの売上高合計1億8504万7200円を否認しただけで、原告がこれらに係る金員を受領していたこと自体を否認したものではないし、前記第2の2(2)のとおり、平成26年11月期ないし平成29年11月期の末日現在における原告の貸借対照表上の現金及び預金は、約3495万円ないし約5822万円もあり、原告は、本件各役員給与等を現に支払っていたことが認められる。そのため、前記第2の2(3)ウ(ア)の原告に対する減額更正処分において、原告が計上していた前記第2の2(2)アの売上高合計1億8504万7200円が全て否認されたとしても、それをもって、直ちに原告が本件各役員給与等を支払うことができなかつたなどということとはできない。

加えて、原告が提出した取締役会議事録（甲1の17）には、令和元年6月5日に開催された原告の取締役会において、「市川税務署より令和1年5月30日更正通知書が届き平成25年12月1日～平成29年11月30日までの4年間にわたり[]の売上が全額否認されたため4年間にわたり支払った役員報酬75,900,000円の全額を自主返納すること」が提案され、全員一致をもって可決された旨が記載されている。この記載によれば、原告の主張する本件各役員給与等を自主返納する旨の決議は、本件各役員給与等の支払自体に当初から瑕疵があったことを理由としてされたものではないし、その他に、本件全証拠を精査しても、本件各役員給与等の支払自体に当初から瑕疵があったことなどをうかがわせる事情は見当たらない。そして、原告が本件各月分において支払っていた本件各役員給与等が所得税法28条1項に規定する給与等に該当するものであったことは、上記1で述べたとおりであるから、同

法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、原告が、これらの支払の際、本件各役員給与等について本件各源泉所得税等を徴収し、国に納付すべき納税義務を負っていたことは明らかであるし、国税通則法15条2項2号及び同条3項2号の規定により、当該納税義務は、これらの支払の時に成立し、かつ、その成立と同時に確定したものと認められる。そのため、その後
5 に原告の主張する当該決議がされたとしても、既に確定している当該納税義務に影響を及ぼすものとはいえないし、それをもって、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当することになるなどということもできない。

その他にも、原告は、るる主張しているが、いずれも原告が本件各源泉所得税等の納税義務を負っていたか否かなどの判断に直接関わるものではないし、
10 その主張する点をもって、本件各源泉所得税等が過誤納金に該当しないとする当裁判所の判断が左右されることはない。

したがって、この点に関する原告の主張はいずれも理由がない。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

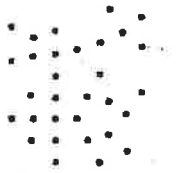
市原義孝 

裁判官

小西圭一 

裁判官

和田 崇寛 



別表1-1 原告の法人税等の申告等

		申告	減額更正処分
平成 26年 11月 期等	所得金額	△2,025,426円	△20,486,715円
	減額更正処分における加算金額	-	13,417,411円
	うち給与等の過大計上額	-	6,600,000円
	減額更正処分における減算金額	-	△31,878,700円
	うち売上高の過大計上額	-	△29,235,000円
	納付すべき法人税額	△1,136円	△1,136円
	翌期へ繰り越す欠損金	2,025,426円	20,486,715円
	課税標準法人税額	0円	-
納付すべき復興特別法人税額	△24円	-	
平成 27年 11月 期等	所得金額	94,094円	△10,818,037円
	減額更正処分における加算金額	-	18,955,869円
	うち給与等の過大計上額	-	10,340,000円
	減額更正処分における減算金額	-	△29,868,000円
	うち売上高の過大計上額	-	△29,868,000円
	納付すべき法人税額	13,000円	△1,037円
	翌期へ繰り越す欠損金	-	31,304,752円
	課税標準法人税額	14,000円	0円
納付すべき地方法人税額	600円	0円	
平成 28年 11月 期等	所得金額	9,036,163円	△30,193,424円
	減額更正処分における加算金額	-	8,884,413円
	うち給与等の過大計上額	-	866,000円
	減額更正処分における減算金額	-	△48,114,000円
	うち売上高の過大計上額	-	△48,114,000円
	納付すべき法人税額	1,447,000円	△578円
	翌期へ繰り越す欠損金	-	61,498,176円
	課税標準法人税額	1,447,000円	0円
納付すべき地方法人税額	63,600円	0円	
平成 29年 11月 期等	所得金額	44,964,377円	△31,538,712円
	減額更正処分における加算金額	-	1,667,071円
	うち給与等の過大計上額	-	0円
	減額更正処分における減算金額	-	△78,170,160円
	うち売上高の過大計上額	-	△77,830,200円
	納付すべき法人税額	9,849,400円	△103円
	翌期へ繰り越す欠損金	-	93,036,888円
	課税標準法人税額	9,849,000円	0円
納付すべき地方法人税額	433,300円	0円	

(注)1 この表においては、平成26年11月期及び平成26年11月課税事業年度を「平成26年11月期等」と表記し、他の原告の事業年度及び課税事業年度についても同様に表記する。

2 「所得金額」欄の「△」は、欠損金額を表し、「減額更正処分における減算金額」欄の「△」は、所得金額から減算することを表し、「納付すべき法人税額」欄及び「納付すべき復興特別法人税」欄の「△」は、還付金額を表す。

3 なお、「うち給与等の過大計上額」欄の金額は、いずれも訴外各従業員給与等に係るものであるが、同欄の金額を合計すると、1780万6000円であり、訴外各従業員給与等の合計2076万7000円と一致しない。これは、平成26年11月期の法人税の減額更正処分に係る更正の理由(甲1の6)を前提とすると、訴外各従業員給与等のうち平成26年6月分に係る賞与296万1000円(乙23)も否認して所得金額に加算すべきであったのに、その否認が漏れてしまったことによるものと考えられる。

別表1-2 原告の消費税等の申告等

		申告	減額更正処分
H 26 ・ 11 課 税 期 間	課税標準額	27,391,000円	0円
	消費税額	1,458,833円	0円
	控除対象仕入税額	365,972円	0円
	納付すべき消費税額	1,092,800円	0円
	課税標準となる消費税額	1,092,800円	0円
	納付すべき地方消費税額	287,800円	0円
H 27 ・ 11 課 税 期 間	課税標準額	27,655,000円	0円
	消費税額	1,742,265円	0円
	控除対象仕入税額	507,542円	0円
	納付すべき消費税額	1,234,700円	0円
	課税標準となる消費税額	1,234,700円	0円
	納付すべき地方消費税額	333,100円	0円
H 28 ・ 11 課 税 期 間	課税標準額	44,550,000円	0円
	消費税額	2,806,650円	0円
	控除対象仕入税額	1,964,655円	0円
	納付すべき消費税額	841,900円	0円
	課税標準となる消費税額	841,900円	0円
	納付すべき地方消費税額	227,100円	0円
H 29 ・ 11 課 税 期 間	課税標準額	72,065,000円	0円
	消費税額	4,540,095円	0円
	控除対象仕入税額	2,724,057円	0円
	納付すべき消費税額	1,816,000円	0円
	課税標準となる消費税額	1,816,000円	0円
	納付すべき地方消費税額	490,000円	0円

(注) この表においては、平成26年11月課税期間を「H26・11課税期間」と表記し、他の原告の課税期間についても同様に表記する。

別表1-3 原告に対する減額更正処分に伴う還付額

番号	事業年度等	法人税	復興特別法人税	地方法人税	消費税等	合計
1	平成26年11月期等	-	-	-	1,380,600円	1,380,600円
2	平成27年11月期等	14,037円	-	600円	1,567,800円	1,582,437円
3	平成28年11月期等	1,447,578円	-	63,600円	1,069,000円	2,580,178円
4	平成29年11月期等	9,849,503円	-	433,300円	2,306,000円	12,588,803円
5	合計	11,311,118円	-	497,500円	6,323,400円	18,132,018円

(注)1 この表においては、平成26年11月期、平成26年11月課税事業年度及び平成26年11月課税期間を「平成26年11月期等」と表記し、他の原告の事業年度、課税事業年度及び課税期間についても同様に表記する。

2 これらの金額は、甲1の28及び29の各国税還付金振込通知書の「支払金額」欄の金額（「内還付加算金」欄の金額があるときは、それを控除した後のもの）である。

別表2 本件各役員給与等及び本件各源泉所得税等

番号	支給期間等	①給与等の計上額	②うち訴外各従業員給与等	③本件各役員給与等(①-②)	④納付した源泉所得税等	⑤うち訴外各源泉所得税等	⑥本件各源泉所得税等(③-④)
1	H26. 1分 - H26. 6分	15,561,000円	9,561,000円	6,000,000円	2,525,160円	1,912,200円	612,960円
2	H26. 7分 - H26.12分	5,700,000円	-	5,700,000円	612,840円	-	612,960円
3	H27. 1分 - H27. 6分	9,840,000円	5,640,000円	4,200,000円	1,712,160円	1,448,400円	263,760円
4	H27. 7分 - H27.12分	9,766,000円	5,566,000円	4,200,000円	1,671,240円	1,407,600円	263,640円
5	H28. 1分 - H28. 6分	13,200,000円	-	13,200,000円	4,404,360円	-	4,404,360円
6	H28. 7分 - H28.12分	16,200,000円	-	16,200,000円	5,506,920円	-	5,506,920円
7	H29. 1分 - H29. 6分	13,200,000円	-	13,200,000円	4,404,960円	-	4,404,960円
8	H29. 7分 - H29.12分	13,200,000円	-	13,200,000円	4,436,616円	-	4,436,616円
9	合計	96,667,000円	20,767,000円	75,900,000円	25,274,256円	4,768,200円	20,506,056円

(注)1 この表においては、平成26年1月分のことを「H26. 1分」と表記し、他の月分についても同様に表記する。

- 「①給与等の計上額」欄の金額は、甲1の23ないし26(甲1全体の127頁, 140頁, 153頁, 166頁)の各領収証書の「俸給・給料等」欄中の「支給額」欄の金額(「賞与(役員賞与を除く。)」欄中の「支給額」欄の金額があるときは、その合計金額)である。
- 「②うち訴外各従業員給与等」欄の金額のうち、番号1の金額は、乙23の給与手当及び賞与に係る総勘定元帳の「当期累計」欄の金額を合計したものであり、番号3の金額は、乙24の給与手当に係る総勘定元帳の「1月度合計」欄ないし「6月度合計」欄の金額を合計したものであり、番号4の金額は、乙24の給与手当に係る総勘定元帳の「7月度合計」欄ないし「11月度合計」欄の金額並びに乙25の給与手当に係る総勘定元帳の「12月度合計」欄の金額を合計したものである。
- 「④納付した源泉所得税等」欄の金額は、甲1の23ないし26(甲1全体の127頁, 140頁, 153頁, 166頁)の各領収証書の「俸給・給料等」欄中の「税額」欄の金額(「賞与(役員賞与を除く。)」欄中の「税額」欄の金額があるときは、その合計金額。ただし、「年末調整による超過税額」欄の金額がある場合には、それを控除した後のものとする。)である。
- 「⑤うち訴外各源泉所得税等」欄の金額は、甲1の27の各国税還付金振込通知書の「支払金額」欄の金額(「内還付加算金」欄の金額があるときは、それを控除した後のもの)である。

別表3 本件関係法人1の修正申告に伴う納付額

番号	事業年度等	法人税	復興特別法人税	地方法人税	消費税等	合計
1	平成26年3月期等	15,332,300円	1,533,200円	-	3,276,400円	20,141,900円
2	平成27年3月期等	5,517,600円	-	-	3,263,400円	8,781,000円
3	平成28年3月期等	21,868,600円	-	962,200円	8,150,100円	30,980,900円
4	平成29年3月期等	44,117,600円	-	1,941,200円	15,007,000円	61,065,800円
5	合計	86,836,100円	1,533,200円	2,903,400円	29,696,900円	120,969,600円

(注)1 この表においては、平成26年3月期、平成26年3月課税事業年度及び平成26年3月課税期間を「平成26年3月期等」と表記し、他の本件関係法人1の事業年度、課税事業年度及び課税期間についても同様に表記する。

2 これらの金額は、甲3の各領収証書の「本税」欄の金額である。

別表4 本件関係法人2に対する減額更正処分に伴う還付額

番号	事業年度等	法人税	復興特別法人税	地方法人税	消費税等	合計
1	平成27年12月期等	-	-	-	-	-
2	平成28年12月期等	1,314,952円	-	57,800円	-	1,372,752円
3	平成29年12月期等	7,582,548円	-	333,600円	1,976,100円	9,892,248円
4	合計	8,897,500円	-	391,400円	1,976,100円	11,265,000円

(注)1 この表においては、平成27年12月期、平成27年12月課税事業年度及び平成27年12月課税期間を「平成27年12月期等」と表記し、他の本件関係法人2の事業年度、課税事業年度及び課税期間についても同様に表記する。

2 これらの金額は、訴状表-14の「還付される法人税」欄、「還付される地方法人税」欄及び「還付される消費税及び地方法人税」欄の金額である。

これは正本である。

令和3年7月16日

東京地方裁判所民事3部

裁判所書記官 佐々木ルミ

